

健指第3058号

令和4年3月11日

各市町村介護保険担当課長 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に係る地域密着型サービス外部評価実施回数  
緩和要件の取扱いについて (通知)

このことについて、千葉県地域密着型サービス外部評価実施要領（以下、「実施要領」という。）第3条により、同条（1）の要件に該当する場合は、外部評価の実施回数を原則年1回以上から2年に1回に緩和することができることとされているところです。

このたび、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度に引き続き、今年度も実施回数緩和要件について下記のとおり対応することとしますので、御確認の上、貴市町村が所管する認知症対応型共同生活介護事業所への周知等、必要な事務手続きを行っていただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 「過去に外部評価を5年間継続して実施していること」について(実施要領第3条(1)ア)  
感染症対策のため、事業所訪問等を延期したことで外部評価が今年度中に完了できず、来年度完了になってしまった場合につきましても、令和4年7月末頃までに完了した場  
合については今年度実施したものとします。なお、評価の実施に係る取扱いについては、令  
和3年4月23日付け健指第445号にて千葉県が選定している地域密着型サービス外  
部評価機関宛て、通知を送付しています。
- 2 「運営推進会議が1年間に過去6回以上開催していること」について(実施要領第3条(1)ウ)  
各事業所において、感染症対策のためやむを得ず対面形式で開催できず、「運営推進会  
議開催に代わる対策の実施に努めている(※)」と市町村が認めた場合には、当該要件に  
当てはまることとみなします。

※書面で開催する、延期して実施する等



健指第445号

令和3年4月23日

各地域密着型サービス外部評価機関 代表者 様

千葉県健康福祉部健康福祉指導課長

(公印省略)

令和3年度の地域密着型サービス外部評価実施の取扱いについて

本県の福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力をいただき、お礼申し上げます。

令和3年度分の地域密着型サービス外部評価の実施につきましては、現在の新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、昨年度に引き続き文書による実施や延期等、受審事業所と十分協議した上で柔軟に取り扱っていただくようお願いいたします。

なお、事業者を訪問することになった場合は、マスク着用やアルコール消毒等により基本的な感染症の予防対策を行っていただくとともに、施設等の利用者が使用している場への立ち入りは、必要最小限としてください。

担当

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

法人指導班 中島

TEL : 043-223-2351

MAIL : hyoka@mz.pref.chiba.lg.jp